

特別国体（鹿児島県開催）における航空機利用について

1 要旨

本年度開催予定の特別国体（鹿児島県開催）では、航空機の利用が見込まれるため、国体派遣費負担金における対応方針をあらかじめお示しします。

2 対応方針

- ・航空賃も対象とします。（航空券等に記載の費用を負担します。）
- ・対象と想定する飛行経路は以下①～③のとおりです。
 - ①静岡空港⇄鹿児島空港
 - ②静岡空港⇄福岡空港
 - ③中部国際空港⇄鹿児島空港（中部国際空港⇄福岡空港は不可）

※上記以外の経路をお考えの場合は、事前に御相談ください。

※ふるさと選手については、静岡県選手団として派遣するため、静岡県内住所（申込書に記載の卒業校所在地）を基点として計算します。

3 航空機を利用した場合の実績報告方法

- ・実績報告書への添付書類として、利用した選手等全員の下記（１）（２）の書類（写し）を必ず提出してください。

（１）下記ア、イのいずれか１つ（名前、運賃額、旅行日、使用区間、便名がわかるもの）

ア 領収書

イ 航空券の写し

（２）下記ア、イのいずれか１つ（搭乗した事を証明できるもの）

ア 搭乗券又は航空券の半券

イ 搭乗証明書※

※搭乗証明書は、搭乗券又は航空券の半券の代わりとなります。到着地に着いた後、各社のウェブサイトから直接 PDF 等で取得できます。到着地の空港カウンターでも発行可能です。

⇒e チケットを御利用の場合は、「e チケットお客様控え（航空券御利用案内書）」と搭乗証明書を提出してください。

※お客様控え等で金額及び搭乗したことが確認できる場合は、搭乗証明書の提出は不要です。